



内閣府

令和8年6月5日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

建設業者に対する監督処分について

沖縄総合事務局は、アメリカンエンジニアリングコーポレーションに対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局開発建設部 建設産業・地方整備課

電話:098-866-1901(代表) FAX:098-861-9926

課長補佐 仲本(なかもと) 内線(3156)

係 長 徳田(とくだ) 内線(3174)

建設業者に対する監督処分について

内閣府沖縄総合事務局長は、下記のとおり建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
アメリカンエンジニアリング グーポレーション	国土交通大臣許可 (特-4)第 24146 号	ケネス・マーク・エクスター ースティン	沖縄県 宜野湾市

2. 処分内容

1 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1)停止を命ずる営業の範囲

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県における土木工事業、建築工事業、大工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業、建具工事業及び消防施設工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

(注1)「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

「大工工事業に関する営業」とは、注文者から大工工事を請け負う営業をいう。

「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

「鋼構造物工事業に関する営業」とは、注文者から鋼構造物工事を請け負う営業をいう。

「塗装工事業に関する営業」とは、注文者から塗装工事を請け負う営業をいう。

「防水工事業に関する営業」とは、注文者から防水工事を請け負う営業をいう。

「内装仕上工事業に関する営業」とは、注文者から内装仕上工事を請け負う営業をいう。

「機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者から機械器具設置工事を請け負う営業をいう。

「電気通信工事業に関する営業」とは、注文者から電気通信工事を請け負う営業をいう。

「建具工事業に関する営業」とは、注文者から建具工事を請け負う営業をいう。

「消防施設工事業に関する営業」とは、注文者から消防施設工事を請け負う営業をいう。

(注2)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設

省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 期間

令和8年6月20日から令和8年7月11日までの22日間

3. 処分理由

アメリカンエンジニアリングコーポレーションは、過去3事業年度(令和5年1月1日から令和7年12月31日まで)において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等(建設業法第7条第2号イ、ロ及び同法第15条第2号ロの規定に基づく実務の経験を含む。)を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。